**第56回政宗公まつりに参加しませんか**

**問い合わせ　政宗公まつり実行委員会事務局　電話72-1215　ファクス72-1290**

　多くの皆さんと、まつりの興奮と感動を味わうべく、９月8日に開催する、第56回政宗公まつり「伊達武者行列」の参加者を募集します。

**募集区分・募集人員など**

**①伊達政宗公**

募集人員　1人

応募資格　18歳以上で体力に自信のある人

参加費　5万円

**②隊**

募集人員　9人

応募資格　18歳以上で体力に自信のある人

参加費　3万円

**③隊**

募集人員　35人

応募資格　18歳以上で体力に自信のある人

**④ちびっこ政宗**

募集人員　5人

応募資格　実行委員会で用意したよろいを着て行進のできる小学1～3年生

※保護者が着替え会場まで送迎してください。

**⑤ちびっこ**

募集人員　3人

応募資格　自分が持っている着物を着て参加できる小学1～6年生

※保護者が出発会場まで送迎してください。

**⑥**

募集人員　１人

応募資格　18歳以上（高校生を除く）で、実行委員会で用意した着物を着て参加できる人

**⑦着付っ**

内容　騎馬武者隊・甲冑武者隊が着用する、よろいの着付けの手伝い

※資格や定員はありません。

**応募方法など**

■応募方法

　住所・氏名（ふりがな）・性別・年齢（④⑤は学校名と学年）・電話番号と、希望する募集区分を記入し、官製はがき、ファクス、Ｅメールのいずれかで応募してください。

　また、①②⑥を希望する人は、全身写真（裏面に身長・体重を記入）を添えて応募してください。

※写真は返却できません。

■応募期間

　７月22日まで（当日消印有効）

■選考方法

　応募多数の場合は、政宗公まつり実行委員会で選考を行います。

　選考結果は、応募者全員に通知します。

■応募先・問合せ

〒９８９―６４９２

大崎市岩出山字船場21

政宗公まつり実行委員会事務局（岩出山総合支所地域振興課内）

Ｅメール　i-chiiki@city.osaki.miyagi.jp

**住民税非課税者を対象にプレミアム付商品券の「購入引換券交付申請書」を郵送します**

**問い合わせ　社会福祉課地域福祉係　電話23-6012**

　2万5千円の商品券を2万円で購入できるプレミアム付商品券を販売します。

■購入対象者

　平成31年1月1日時点で大崎市の住民基本台帳に登録され、令和元年度の住民税が課税されていない人

※住民税が課税されている人に扶養されている人や生活保護受給者は対象外です。

■申請方法

　7月下旬に「購入引換券交付申請書」を郵送しますので、購入希望者は、同封の返信用封筒を利用して申請してください。

申請期間　8月6日～11月30日

■申請後の流れ

交付決定された人へ、9月下旬から随時「購入引換券」を郵送します。

「購入引換券」を持参し、市内郵便局で「商品券」を購入

令和2年1月31日までに、商品券を使用してください。（使用できる店舗は、商品券購入時に郵便局で配布される一覧表を確認してください）

■問い合わせ専用ダイヤル

　25-7395　23-7396

**新しい教育委員会委員が任命されました**

**問い合わせ　教育総務課総務担当 72-5032**

　　松本美佐子教育委員の任期が令和元年5月29日に満了したことに伴い後任の堀智恵子氏が5月30日、市長より発令されました。任期は、令和5年5月29日までの4年間となります。

教育委員　堀智恵子

**国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の賦課内容を見直します**

**問い合わせ　税務課国民健康保険税担当 23-5147**

**国民健康保険税**

　国民健康保険税（国保税）は、前年所得による「所得割額」、国保加入者の人数に応じた「均等割額」、加入全世帯に対して係る「平等割額」の3つの項目の合計額となります。

　令和元年度の課税限度額は、96万円（介護保険対象外の世帯は80万円）です。

■低所得者に係る国保税軽減

　令和元年度から表1のとおり軽減対象範囲が広がります。軽減判定所得額は、4月1日現在の世帯主と被保険者全員の合計額です。世帯主が国保に加入していない場合も含みます。

**後期高齢者医療保険料**

　後期高齢者医療保険料（保険料）は、75歳（一定の障がいがあると認定されたときは65歳）以上の人が加入する高齢者の医療制度です。保険料は、一人一人が均等に負担する「均等割額」と前年所得による「所得割額」の合計額です。

■低所得者に係る保険料軽減

　世代間の負担を公平にし、年金生活者支援給付金の支給などを踏まえ、表2のとおり軽減割合と軽減判定所得額が変更となります。

　軽減判定所得額は、4月1日現在の世帯主と被保険者の所得合計額です。世帯主が後期高齢者医療保険に加入していない場合も含みます。

**介護保険料**

　介護保険は、介護が必要になったとき、誰もが安心して介護サービスを受けられるよう支えあう制度です。

　介護保険料は、65歳以上の人は、基準額をもとに、所得段階別に決められています。40歳から64歳までの国保に加入している人は、国保税として世帯主が納めます。

■65歳以上の人の保険料基準額の見直し

　消費税増税財源を活用し、低所得者軽減強化をするため第1から第3段階までの基準額が表3のとおり変更となります。

**各保険料（税）の納付**

　各保険料（税）の納付書は7月中旬に送付します。同封された納付書により、金融機関やコンビニエンスストアで納期ごとに納付してください。口座振替の利用者については納付書が同封されませんので、各保険料（税）の通知書に記載された納付額と口座振替日を確認してください。

※納税組合員のうち国保税を納付書で納付する組合員については、加入している納税組合長に送付しています。

※年金からの引き落とし（特別徴収）の人には、8月上旬に送付します。

■表1　国民健康保険税の軽減判定所得額

|  |  |
| --- | --- |
| 軽減  割合 | 世帯内の被保険者と世帯主の所得の合計額（下線部が変更点です） |
| 7割 | 前年度から変更なし |
| 5割 | 世帯の所得が「33万円＋28万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）」を超えない世帯 |
| 2割 | 世帯の所得が「33万円＋51万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）」を超えない世帯 |

※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度に移行した75歳以上の人です。世帯異動などで新たに再取得した人は対象外となります。

表2　後期高齢者医療保険料の軽減判定所得額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 軽減割合 | 世帯内の被保険者と世帯主の所得の合計額（下線部が変更点です） | |
| 8割 | 33万円以下の世帯 | 世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯（年金以外の所得がない場合） |
| 8.5割 | 上記以外の世帯 |
| 5割 | 「33万円＋（28万円×世帯の被保険者数）」を超えない世帯 | |
| 2割 | 「33万円＋（51万円×世帯の被保険者数）」を超えない世帯 | |

※軽減割合が8割の被保険者は、年金生活者支援給付金など支援策の対象となります。同一世帯に住民税課税者がいる場合など対象外となる場合があります。

■表3 介護保険料の軽減後基準額（第3段階まで抜粋）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 段階 | 平成30年度  （負担割合/基準額） | 令和元年度  （負担割合/基準額） |
| 第１段階 | 0.45/31,600円 | 0.375/26,300円 |
| 対象者：次の①～③のいずれかの人　①生活保護受給者、②世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者、③世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人 | |
| 第２段階 | 0.75/52,700円 | 0.625/43,900円 |
| 対象者：世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の人 | |
| 第３段階 | 0.75/52,700円 | 0.725/51,000円 |
| 対象者：世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超の人 | |

※基準額は、基準月額（5,865円）×12月×各段階別割合で算定されたものです（100円未満は切り捨て）。